

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年12月2日認可した。

令和2年12月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）八戸地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東中川地区
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）柳谷トンネル地区
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）辻尾池地区
高松市川添土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川向1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川向2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東天神地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東天神2号地区